大規模小売店舗の社会的責任に関する取組指針取扱要領

令和７年４月

福　井　県

目　次

第１　総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１　取扱要領の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２　大規模小売店舗に求めること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

３　対象となる大規模小売店舗　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）床面積が１万㎡を超える特定大規模小売店舗　・・・・・・・・・・・・・・2
（２）店舗面積が１千㎡を超える大規模小売店舗（特定大規模小売店舗
を除く。）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

４　制度に関する理解促進と情報の公開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２　社会的責任に関する取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

１　特定大規模小売店舗を新設等する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）「社会的責任に関する取組指針」の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・2
ア　提出者
イ　提出時期
ウ　提出書類
エ　県による公表
（２）説明会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
ア　開催時期
イ　開催方法
（３）「取組指針」の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（４）具体的な活動の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（５）実施状況の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
ア　報告時期
イ　提出書類
ウ　県による公表

２　既に立地している特定大規模小売店舗の場合　・・・・・・・・・・・・・・・4
（１）「社会的責任に関する取組指針」の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・4
ア　提出者
イ　提出時期

ウ　提出書類
エ　県による公表
（２）具体的な活動の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　大規模小売店舗を新設する場合（特定大規模小売店舗を新設する場合を除く。）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）「社会的責任に関する取組み」の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
ア　提出者
イ　提出時期
ウ　提出書類
エ　県による公表
（２）説明会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
ア　開催時期
イ　開催方法
（３）具体的な活動の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
ア　実施時期
イ　実施方法

４　既に立地している大規模小売店舗の場合（既に立地している特定大規模小売店舗を除く。）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別表　「社会的責任に関する取組指針（例）」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
様式第１号　「特定大規模小売店舗の社会的責任に関する取組指針」　・・・・・・１２
様式第２号　「大規模小売店舗届出書　Ⅲ　その他提出書類」　・・・・・・・・・・１５

第１　総括

１　取扱要領の目的

この取扱要領は、本県が策定した「コンパクトで個性豊かなまちづくりの推進に関する基本的な方針」（平成１９年３月策定）で定めた「特定大規模小売店舗の社会的責任に関する取組み」を実施するに当たり、必要な手続きを定めることを目的とします。

２　大規模小売店舗に求めること

近年、環境問題に対する関心や商品・サービスに対する安全性・正確な情報提供への欲求の高まりなど、企業が社会の一員として果たすべき責任の重要性が高まっており、企業の規模を問わず、各企業の自主的かつ主体的な社会的責任に対する取組みが求められています。

中でも、大規模小売店舗については、日常生活に必要な商品等を扱い、地域密着型の産業として交通渋滞など周辺地域の生活環境の保持だけでなく、消費者である地域住民との密接な関わりを有する特性から、まちづくりや地域コミュニティなどにおける地域の一員としての役割を果たすことが重要です。

一方、近年の流通再編や店舗間競争の激化などに伴い、立地していた地域から突然撤退する例が全国的に多く見受けられ、撤退後も店舗跡建物を長期間放置し、防犯面や景観面などから、地域住民等の不安を招いている事例など、地域経済社会にも大きな影響を与えています。

国では、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成１７年３月３０日告示）」を平成１９年２月に改定し、前文において「関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組みを積極的に行うことが強く期待される。」ことが追加されました（平成１９年２月１日告示）。

本県では、こうした動きを踏まえ、地域経済への影響力のある一定規模以上の大規模小売店舗の設置者が、立地する段階で、退店時の適切な対応を含めて地域社会に対する「社会的責任に関する取組指針」を作成することにより、個々の事業者における自主的な取組みを広く地域住民に周知し、市町や地域住民等と連携して大規模小売店舗としての社会的責任に関する取組みを推進することとしました。

また、大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要である、店舗面積が１千㎡を超える大規模小売店舗についても同様に、一定の社会的責任を求めていくこととしました。

３　対象となる大規模小売店舗

以下の大規模小売店舗について、「第２　社会的責任に関する取組み」に記載する手順により「社会的責任に関する取組指針」の提出を求めます。

（１）床面積が１万㎡を超える特定大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が１千㎡を超える小売店舗）で、かつ、建築基準法別表第２に規定する店舗、映画館、飲食店、遊技場等の集客施設であって、当該建築物の床面積（駐車場、駐輪場を除く。）が１万㎡を超えるもの（以下、「特定大規模小売店舗」という。）

（２）店舗面積が１千㎡を超える大規模小売店舗（特定大規模小売店舗を除く。）

大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が１千㎡を超える小売店舗）で、上記の特定大規模小売店舗を除くもの

４　制度に関する理解促進と情報の公開

本県では、本取扱要領の目的を踏まえた主体的な取組みが進むよう、関係機関との連携のもと、対象となる大規模小売店舗に対する説明会を開催するほか、大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前の相談時等を通じて、制度に対する大規模小売店舗側の理解を促進し、協力を求めていきます。

また、大規模小売店舗と地域住民等による情報の共有を促進するため、県に提出のあった「取組指針」を県のホームページで公表するとともに、大規模小売店舗側に自主的な公表を求めます。

第２　社会的責任に関する取組み

１　特定大規模小売店舗を新設等する場合

特定大規模小売店舗を新設する場合、または、既存の店舗を増床する場合であって、新たに特定大規模小売店舗となる場合の手続きです。

建物の全部もしくは一部を用途変更することにより増床する場合も対象とします。

（１）「社会的責任に関する取組指針」の提出

ア　提出者

提出者は、特定大規模小売店舗の設置者であり、原則として建物所有者です。営業事業者と設置者が異なる場合は、営業事業者の「取組指針」を確認の上、提出し

てください。

また、一群の施設で設置者が複数な場合は、すべての設置者が「取組指針」を提出する必要があります。ただし、連名で提出することも可能です。

イ　提出時期

大規模小売店舗立地法第５条または第６条に基づく新設、変更の届出と同時に提出してください。

ウ　提出書類

「社会的責任に関する取組指針」（様式第１号）

作成に当たっては、別表「社会的責任に関する取組指針（例）」を参照してください。

なお、必要に応じて、立地市町、商工団体等との事前協議を求めます。

エ　県による公表

提出のあった「取組指針」については、原則として提出があった日から１年間、県のホームページで公表します。また、立地市町にも通知します。

技術的な理由から掲載できない資料等は、福井県産業労働部商業・市場開拓課で閲覧に供します。

（２）説明会の開催

ア　開催時期

大規模小売店舗立地法第７条に基づく説明会（届出から２月以内）と同時に開催してください。

イ　開催方法

説明会は、平日の夜間、土日・祝日の昼間に開催するなど、参加者の利便性確保に配慮してください。

（３）「取組指針」の変更

説明会での地域住民の意見等を踏まえ、取組内容を変更する場合には、「社会的責任に関する取組指針」（様式第１号）を修正の上、県に提出してください。

変更のあった「取組指針」についても、原則として県のホームページで公表します。

（４）具体的な活動の実施

テナント事業者等の協力を得て、開店後速やかに実施してください。

また、取組みの実施に当たっては、立地市町および地域住民等との十分な連携に努

めてください。

（５）実施状況の報告

ア　報告時期

初年度の事業年度終了後、取組みの実施状況を県に報告してください。

イ　提出書類

「社会的責任に関する取組指針」（様式第１号）

「３　社会的責任に関する取組みについて」の「社会的責任に関する取組みの実施状況等」欄に実施状況を記入の上、提出してください。

ウ　県による公表

実施状況の報告については、原則として報告があった日から１年間、県のホームページで公表します。また、立地市町にも通知します。

技術的な理由から掲載できない資料等は、福井県産業労働部商業・市場開拓課で閲覧に供します。

なお、開業次年度以降については、特に実施状況の報告を求めませんが、立地市町や地域住民と連携して取組みを継続するとともに、その内容を自主的にホームページ等で公表するなど、地域住民等への周知に努めてください。

２　既に立地している特定大規模小売店舗の場合

既に取り組んでいる活動および新しく取組みを予定している活動の内容を記載した「社会的責任に関する取組指針」を提出してください。

（１）「社会的責任に関する取組指針」の提出

ア　提出者

提出者は、特定大規模小売店舗の設置者であり、原則として建物所有者です。営業事業者と設置者が異なる場合は、営業事業者の「取組指針」を確認の上、提出してください。

また、一群の施設で設置者が複数な場合は、すべての設置者が「取組指針」を提出する必要があります。ただし、連名で提出することも可能です。

イ　提出時期

この取扱要領の施行日から１月以内（平成２０年７月３１日まで）に提出してください。

ウ　提出書類

「社会的責任に関する取組指針」（様式第１号）

作成に当たっては、現在、既に取り組んでいる活動について、別表「社会的責任に関する取組指針（例）」を参考に記入してください。また、新しい取組みを予定している場合には、併せて記入してください。

エ　県による公表

提出のあった「取組指針」については、原則として提出があった日から１年間、県のホームページで公表します。また、立地市町にも通知します。

技術的な理由から掲載できない資料等は、福井県産業労働部商業・市場開拓課で閲覧に供します。

（２）具体的な活動の実施

取組みの実施に当たっては、立地市町および地域住民等との十分な連携に努めてください。

なお、実施状況の報告は特に求めませんが、立地市町や地域住民と連携して取組みを継続するとともに、その内容を自主的にホームページ等で公表するなど、地域住民等への周知に努めてください。

３　大規模小売店舗を新設する場合（特定大規模小売店舗を新設する場合を除く。）

「社会的責任に関する取組指針」の主旨を踏まえて、実施する「社会的責任に関する取組み」の内容を、大規模小売店舗立地法第５条に基づく新設の届出書の添付資料に記入してください。

（１）「社会的責任に関する取組み」の記載

ア　提出者

提出者は、大規模小売店舗立地法第５条に基づく新設の届出者です。

一群として併設されている小売業以外の施設設置者については取組内容を記入する必要はありませんが、大規模小売店舗立地法第５条に基づく新設の届出者が小売部分以外の取組みについても記入するよう努めてください。

イ　提出時期

大規模小売店舗立地法第５条に基づく新設の届出と同時に提出してください。

ウ　提出書類

「大規模小売店舗届出書　Ⅲ　その他提出書類」（様式第２号）

大規模小売店舗立地法第５条に基づく新設の届出書の添付資料の記載事項に、実施する「社会的責任に関する取組み」を記入してください。

記入する「社会的責任に関する取組み」の内容については、別表「社会的責任に関する取組指針（例）」を参考にしてください。

なお、必要に応じて、立地市町、商工団体等との事前協議を求めます。

また、作成に当たっては、「福井県大規模小売店舗立地法に関する必要書類等作成要領」を参照してください。

エ　県による公表

大規模小売店舗立地法第５条に基づく新設の届出書を福井県産業労働部商業・市場開拓課および立地市町において公告、縦覧します。

（２）説明会の開催

ア　開催時期

大規模小売店舗立地法第７条に基づく説明会（届出から２月以内）の中で、新設の届出内容と併せて説明してください。

イ　開催方法

説明会は、平日の夜間、土日・祝日の昼間に開催するなど、参加者の利便性確保に配慮してください。

（３）具体的な活動の実施

ア　実施時期

テナント事業者等の協力を得て、開店後速やかに実施してください。

イ　実施方法

取組みの実施に当たっては、立地市町および地域住民等との十分な連携に努めてください。

なお、実施状況の報告は特に必要ありませんが、取組内容について地域住民に周知するように努めてください。

４　既に立地している大規模小売店舗の場合（既に立地している特定大規模小売店舗を除く。）

取組内容について特に提出する必要はありませんが、別表「社会的責任に関する取組指針（例）」を参考にして、自主的な取組みに努めてください。

５　適用

本取扱要領は、平成２０年４月１日から公布します。
なお、公布の日から３月間を周知期間とし、平成２０年７月１日から施行します。
平成２３年５月１７日一部改正
平成２４年４月１日一部改正
平成２９年４月１日一部改正
令和７年４月１日一部改正

【床面積が１万㎡を超える大規模小売店舗（特定大規模小売店舗）】

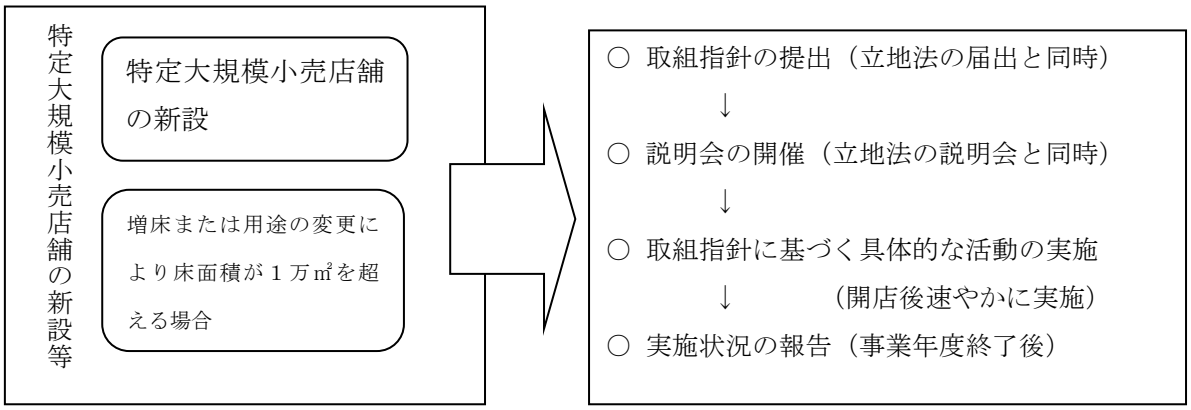

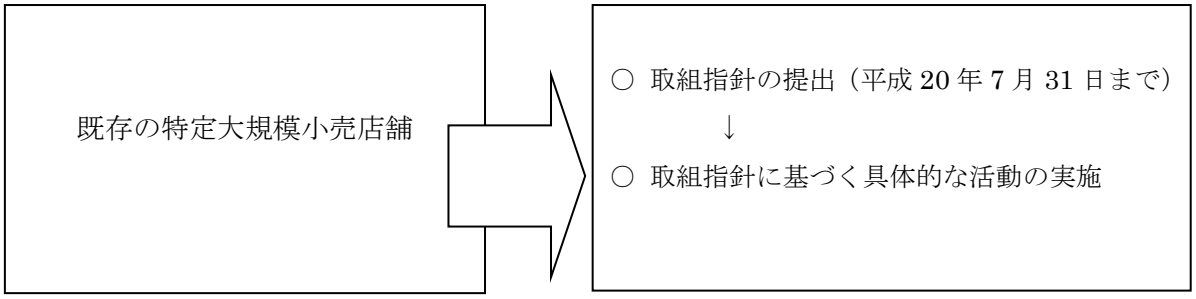

【床面積が１万㎡以下の大規模小売店舗】

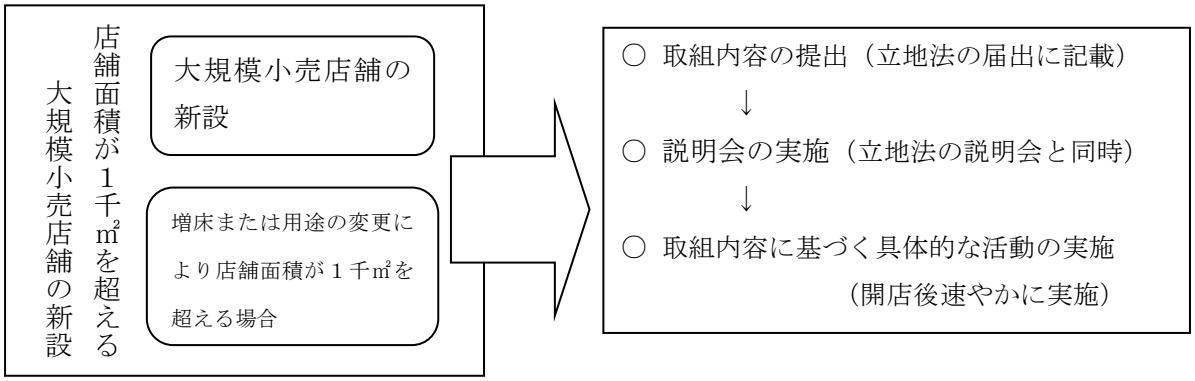

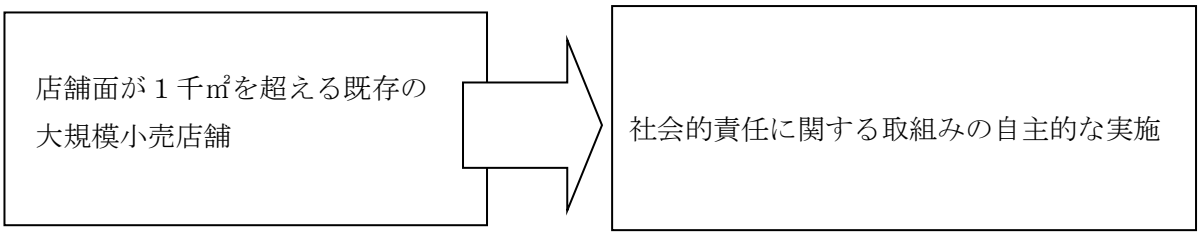

別表　社会的責任に関する取組指針（例）

１　まちづくりに関する取組み

（１）市町総合計画等まちづくりに関する取組みへの協力

立地市町の総合計画等におけるまちづくりに関する施策と連携した取組み

（２）中心市街地活性化の取組みへの協力

中心市街地活性化協議会への参画や中心市街地活性化に対するノウハウの提供など

（３）地域団体の取組みへの協力

まちづくりや社会貢献活動に取り組む団体の各種活動に対する施設内での活動場所の提供やホームページでの周知など

（４）地域の祭事・各種行事等への協力および従業員の地域活動への積極的な参加

自治会への加入や地域の歴史・伝統等を踏まえた祭事や伝統行事、地域住民の社会奉仕などの行事に対する活動場所の提供や従業員の積極的参加など

（５）周辺環境に配慮した景観形成、街並みづくりへの協力

立地地域の歴史・文化等を配慮した施設のデザイン、配色や緑化など、景観や街並みづくりへの協力

２　地域経済の活性化に関する取組み

（１）商工会・商工会議所、商店街振興組合等への加入

設置者および小売・サービス事業者の商工会・商工会議所や商店街振興組合等への加入

（２）商店街等が実施するイベントへの協力

施設周辺の商店街等が実施する共同売り出し等のイベントへの参加など

（３）県産品の販売促進への協力

地元産品コーナーや直売所の設置などによる農林水産物や伝統工芸品など地域の産品の積極的な販売促進、施設建築の際の県産品の活用など

（４）県内事業者との積極的な取引に関する協力

県内事業者を対象とした取引説明会の開催など県内事業者との取引促進や小売事業者へのあっせんなど

３　地域雇用の確保に関する取組み

（１）地域住民の積極的な雇用に関する協力

地域住民の優先雇用、正社員の雇用促進などへの配慮

（２）障がい者雇用の推進に関する取組み

障がい者の雇用の促進等に関する法律を遵守した地域の障がい者の雇用促進

４　環境対策への取組み

（１）地球温暖化防止に関する取組み

空調、照明等の過度な使用を控えるなどの省エネに対する取組み

荷さばき車両の計画的な運行計画の策定や従業員のパーク＆ライドによる通勤の奨励、アイドリングストップ等の取組み

（２）省エネ・新エネ対応機器の設置に関する取組み

施設の建築の際の断熱材使用や空調機の省エネ対応、太陽光・風力発電などの新エネ対応機器の設置など

（３）リサイクル対策に関する取組み

ペットボトル、紙パックなどリサイクルボックスの設置やダンボール等のリサイクルの推進

（４）廃棄物対策に関する取組み

施設内で排出されるゴミの分別の徹底や減量化・リサイクルの推進、エコバッグの推奨や簡易包装の徹底など

（５）環境美化・省エネ等に関する意識醸成に関する取組み

施設従業員だけでなく来店者への「ゴミポイ捨て禁止」や「アイドリングストップ」など、環境美化・省エネに関する意識啓発

５　防災・防犯対策への取組み

（１）災害時での行政への協力

災害時における避難・救護場所としての駐車場敷地の提供や緊急物資の提供

（２）青少年健全育成、安全・安心なまちづくりに関する協力

万引防止対策の実施や午後 10 時以降の深夜営業の自粛、夜間等での警備員の巡回、防犯カメラの設置など

（３）緊急通報体制の構築など地域防犯対策に関する協力

施設内での事件発生時における警察への通報要領マニュアルの作成や従業員の防犯教育の実施など総合的な防犯体制の構築

６　少子高齢化対策への協力

（１）従業員等の子育て支援環境の整備などに関する取組み

結婚・育児休暇制度の創設・利用促進、結婚・育児を機に退職した従業員の再雇用制度の創設や育児ルームの設置など

（２）ママ・ファースト運動の実施や子育て家族への配慮に関する取組み

ベビーカーや授乳室の設置など

すまいるＦカード事業に参画し、子育て家族に対する割引・特典などのサービスの提供

父親や家族の子育て参加の促進のため、夕食時に家族が揃う家族時間を持てるようノー残業デーの設定

（３）高齢者への配慮に関する取組み

公共交通機関の乗入れやバス停の施設内設置、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計など

（４）障がい者への配慮に関する取組み

オストメイトトイレや車いす使用者用駐車場の設置、身体障がい者補助犬に関しての理解促進、セルプ振興センター（県内の障がい者の就労支援施設で構成）の授産製品の販売促進など

７　退店時の対応に関する取組み

（１）立地市町への早期の情報提供

施設の閉店・廃止を決定した場合の可能な限り早い段階での立地市町への報告

（２）従業員の雇用の確保

離職者の再就職のあっせんや配置転換等についての商工会・商工会議所等地域関係機関との連携

（３）取引先企業に対する対応

取引先企業に対する速やかな情報提供や今後の取引等に関する説明会の開催、後継店舗へのあっせんなど

（４）後継店舗の確保

後継店舗の設置者や主要小売事業者の確保

（５）施設の解体・後継店舗確保までの周辺環境への配慮

閉店・廃止後の施設管理の徹底、犯罪等の防止や地域住民からの意見・要望を踏まえた適切な対応の実施

（６）再利用可能な施設の建築

多目的に再利用が可能となるような施設設計への配慮

８　その他の取組み

（１）周辺環境への配慮に関する取組み

交通・騒音などの周辺環境への配慮

（２）地域住民との対話を通じた取組み

自治会や地域住民との継続的な対話を通じた意見・要望への対応